

氏の城跡の特殊性を強調したのは上田三平氏であった。上田氏は、甘崎城跡や来島城跡にも同様の遺構が存在することを指摘し、海岸の遺構が水軍城郭の特色であることを指摘するとともに熊野灘沿岸にも同様の構造がみられるかどうかの比較研究の必要性を指摘した。

(2) 指定に至る経過

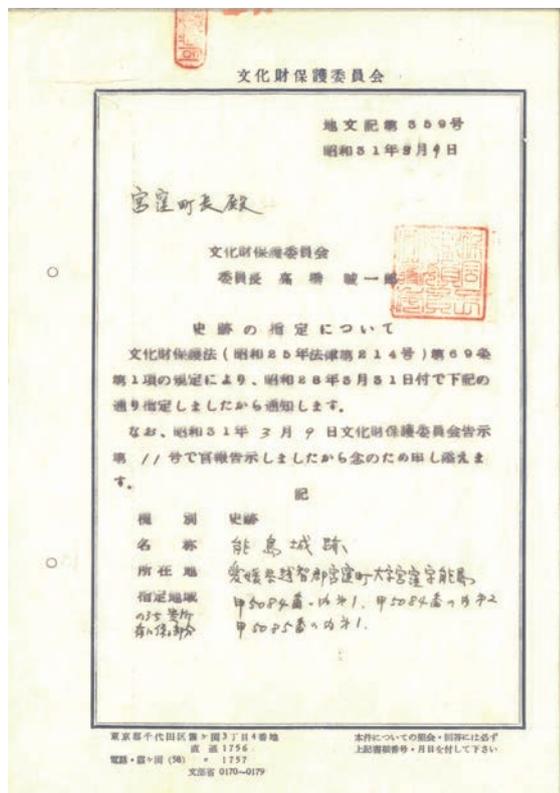
昭和14（1939）年に刊行された鶴久森氏の著書『伊豫水軍と能島城跡』の自序にこの小著は「史蹟として文部大臣の指定を申請するため私が實地に調査した」とあり、結語には、「この能島城跡は昨年十一月史蹟名勝天然記念物保存法の規定に基き史跡として調査指定方を文部大臣に申請中である」と記されている。しかし、村上海賊ミュージアムに保管された文書によると、実際に当時の宮窪村が申請を行ったのは昭和18（1943）年であった。

この申請を受けて、昭和19（1944）年11月に史跡指定されているが、文化財保護委員会で台帳整理中、官報掲載漏れとなっていることが判明し、いったん台帳から削除の上、新たに資料を提出し、昭和28（1953）年3月31日付けで改めて能島城跡として国の史跡に指定された。史跡の指定状況は次節のとおりである。

第2節 指定の状況

(1) 史跡指定の通知

本史跡は、昭和28（1953）年3月31日に国の史跡に指定された。史跡の指定通知は以下のとおりである。



地文記第 359号
昭和31年 3月 9日

宮窪町長殿

文化財保護委員会
委員長 高橋 誠一郎

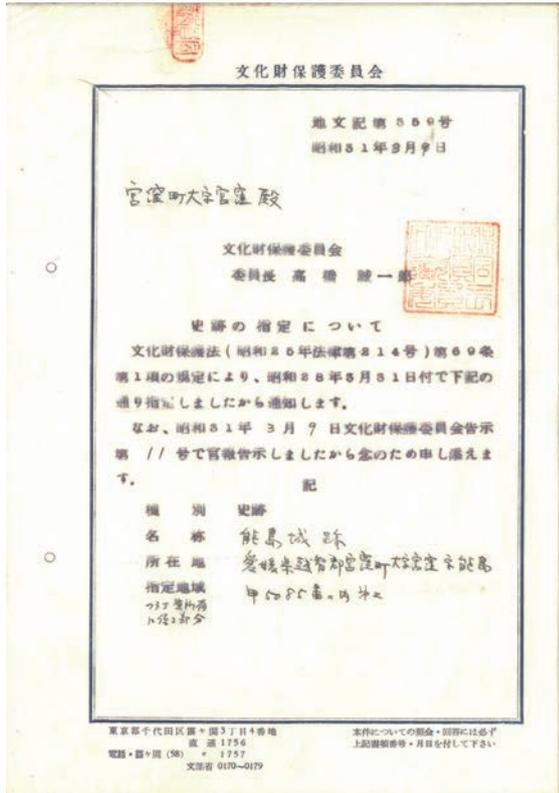
史跡の指定について

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。

なお、昭和31年 3月 9日文化財保護委員会告示第 11号で官報告示しましたから念のため申し添えます。

記

種 別	史跡
名 称	能島城跡
所 在 地	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪字能島
指 定 地 域	甲5084番の内第1、甲5084番の内第2
の うち 貴 所 有	甲5085番の内第1
に 係 る 部 分	



地文記第 359号
昭和31年 3月 9日

宮窪町大字宮窪殿

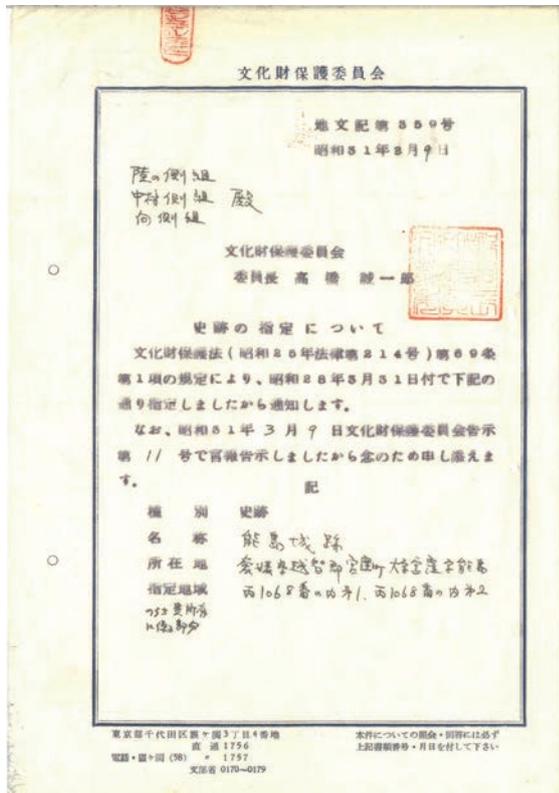
文化財保護委員会
委員長 高橋 誠一郎

史跡の指定について
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。
なお、昭和31年 3月 9日文化財保護委員会告示第 11号で官報告示しましたから念のため申し添えます。

記

種別	史跡
名称	能島城跡
所在地	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪字能島
指定地域	甲5085番の内第2

のうち貴所有に係る部分



地文記第 359号
昭和31年 3月 9日

陸の側組
中村側組 殿
向側組

文化財保護委員会
委員長 高橋 誠一郎

史跡の指定について
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。
なお、昭和31年 3月 9日文化財保護委員会告示第 11号で官報告示しましたから念のため申し添えます。

記

種別	史跡
名称	能島城跡
所在地	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪字能島
指定地域	丙1068番の内第1、丙1068番の内第2

のうち貴所有に係る部分

史跡指定通知書(村上海賊ミュージアム蔵)

(2) 指定の状況

史跡の指定状況は以下のとおりである。

名称	能島城跡（のしまじょうあと）
告示番号	文部省告示第11号
指定年月日	昭和28（1953）年3月31日
指定種類	史跡
指定基準	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
指定地域	今治市宮窪町宮窪 6571、6572、6573、6574、6575 番地の各地先朔望満潮線より40m以内の海面及び岩礁並びに 6571 番地先朔望満潮線より 55m以内の海面及び岩礁
指定面積	17,829 m ² （能島：15,045 m ² 鯛崎島：2,784 m ² ）
所有者	今治市宮窪町宮窪 6571 番地 馬越紋造（住所：表示登記がされていないため住所が設定されていない） 陸之側組（同）、向側組（同）、中村側組（同） 今治市宮窪町宮窪 6572、6573、6574、6575 番地 今治市（住所：愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1）
管理団体	名称 宮窪町（平成17日1月17日以降は今治市） 指定年月日 昭和33年2月6日
指定説明文	<p>芸予海峡に属する荒神瀬戸にあって、南北朝時代村上義弘がこれに拠ったと伝えられ、以后累代の居城であると共に伊予水軍の根拠地となった。</p> <p>海峡の咽喉を扼する位置にある能島の頂上を削平して本丸となし、約三間下方の東、西、南の三面を廻って二の丸がある。北東に突出している出丸は矢櫃と称せられ、海峡を隔てて鵜島に対し、更に南方鯛崎島と相対する処に目一つの鼻と称する出丸がある。三の丸は二の丸の西に接して鍵形の平坦地をなし、その北東に小入江があって船舶の集合に適し、附近を鵜瀬という。能島の南稍々西に狭い海峡を隔てて鯛崎島があり、その頂上は削平されていて、出丸として使用されていた。</p> <p>能島の南部海岸の岩礁上に多数の円柱穴の跡があり、直径約六、七寸のものが多いが、稀に約三尺に達するものもあり、深さは著しくない。西岸約三十六間、東岸約三十五間の間に約五六尺の間隔で数列をなしていて棧橋等工作物の跡と認められる。この外小規模のものは北部海岸に二箇所、矢櫃の海岸に一箇所、北東岸に二箇所、更に西岸の平地の砂浜にも本柱根基の埋没しているものが少なくない。これらは何れも棧橋の遺構と認められる。</p> <p>鯛崎島の西岸の岩礁上約五十六間にわたる間に円柱穴の列があって、棧橋の跡と認められ、別に南東の岩礁上にも棧橋の跡がある。北東岸能島に対する岩礁上にも同様の柱穴があって、能島と連絡する構造物があったと認められる。</p> <p>このように本城跡は特殊な構造がよく遺存しているばかりでなく、史上重要な瀬戸内海水軍の拠地として夙に著名であり、学術上価値ある遺跡である。</p>

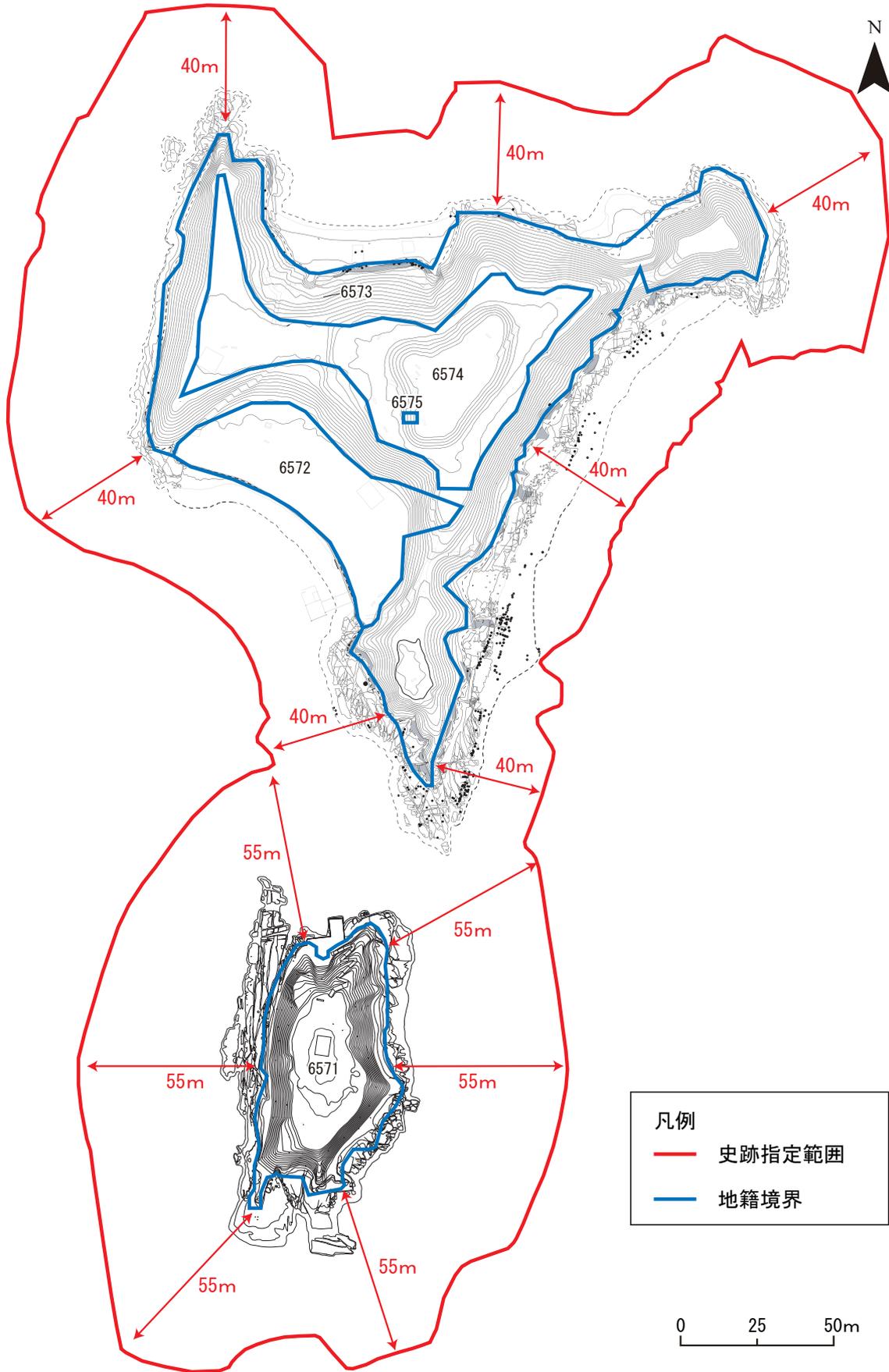


图12：史跡指定範囲図

第3節 指定後の調査・研究

(1) 歴史的背景

i) 文献にみる能島城

能島城は、貞和5(1349)年に「野嶋」、応永12(1405)年に「能嶋衆」として史料上に現れ始める海賊、能島村上氏の拠点的城郭として中世後期に機能したとされる。

この能島城の位置する芸予諸島地域は、村上氏をはじめとした海賊衆や警固衆と呼ばれる海上勢力が多様な活動を展開し、往古より文物往来の大動脈である瀬戸内海交通の要衝に位置する地域であった。その中でも主要な航路や港湾を扼する小島、岬や鼻の先端、海辺の丘陵などには海上勢力の城郭が多く築かれており、能島城はその代表的なものである。

江戸期以降に編纂された能島村上氏の系譜によると、三島村上氏の始祖とされる北島師清が信濃国を経て瀬戸内海に下向し、「予州能島務司之城」へ討ち入り、村上氏のあとを継いだとされる。また、応永26(1419)年、村上山城守雅房が能島城を築城したとされる説もあるが、いずれも後世の史料を根拠としたものであり、一次史料による裏付けはない。

一次史料における「城」としての「能島」の用例について整理しておきたい。明確な初見は、天文16(1547)年の「大内氏家臣連署書状」(『嚴島神社野坂文書』)であることが指摘されている〔山内1992〕。「神主景教能嶋在城之儀」とあり、嚴島神社神主である杉景教が能島城に滞在していたことが記されている。16世紀中頃には能島城が「城」として認識されていたことが分かるが、少し年代が遡る史料にも城としての「能島」を示す可能性がある記述がある。

天文10(1541)年に周防の大内氏が芸予諸島を攻撃した際に、大内氏の海の勢力として活動していた白井氏が家臣の負傷状況を記した書状がある。この合戦は「水夫」が「矢疵」を負っていることから海上が舞台であったようで、大三島・甘崎・岡村・能島・因島が白井氏らによって攻撃されていることが分かる(『安藝白井文書』)。

原文に見られる「能嶋」が、城としての能島を指すかどうかはこの記述だけでは判断できないが、同じく「甘崎」に注目することで、この記述が城としての能島を指す可能性を指摘できる。この『安藝白井文書』には天文10(1541)年のこの出来事を記したもう一つの書状が存在する。それは大内義隆が白井房胤に宛てた感状で、「去六月廿四日、至甘崎要害動之時被矢疵左足之由、隆名注進到来、所令感悦之状如件、」とある。先に示した負傷状況の報告書に対し、大内義隆がそのことを賞した感状であり、つまり先の史料と同じ合戦のことを示しているが、この記述のなかで注目できるのは「甘崎要害」の文字である。

先の史料では「甘崎」とのみ記されているものの、別の史料では「甘崎要害」とされている。つまり同じく「甘崎」と併記された「能嶋」についても「能島要害」という認識で捉えることもできるということである。そうであるならば、一次史料による城としての能島の初見が若干ではあるが遡ることとなる。

ただし、本史跡での採集遺物の年代が14世紀後半から16世紀であることは従来から指摘されている〔柴田2002〕。もちろん築城年代が14世紀後半を示すとは限らず、能島の利用の開始時期として位置づけることが正しい。一方、文献の初見が、城としての利用、つまり築城時期を示すのかというと、史料残存の偶然性の問題がありそれも難しい。山内氏は、「能島」の用例が14世紀中頃の貞和5(1349)年に遡ることに着目し、この用例にみる「野島」がすでに芸予諸島で警固活動を行っており、その拠点として能島に築城が企てられたとしても不思議ではないと指摘し

ている。これらの見解を踏まえ、築城時期については発掘調査による遺構・遺物からの検証を必要としているだろう。

とはいえ、城としての能島の時期がさらに遡る可能性を示す文献史料が皆無であるということではない。佐伯真一・山内譲の両氏による『予章記』の最新の研究によれば、基本的な本文を有するもので『予章記』としては比較的古い書写にかかるものを「古本系諸本」としている。そしてこの古本系の記述の中に、「能島城へ来り」の文字を見ることができる。山内氏らが底本としたのは「加越能文庫本」と言われるもので、加賀藩の今枝直方が17世紀末～18世紀初め頃に書写したものだといふ。

同じく古本系としては「長福寺本」があるが、いずれにも「能島城」の文字が見られることは注目でき〔伊予史談会編1982〕、書写の原本となった「原『予章記』」〔山内2016〕にも「能島城」の文字が記されていた可能性があると言指できる。問題は、原『予章記』の成立時期であるが、山内譲氏は河野通久の時代である15世紀前半に成立し、15世紀後半の教通の時代に部分的な追補が成され、「古本系」ができあがったと言指している〔山内2018〕。そうであるならば、城としての能島の記述も15世紀代に遡る可能性があると言えよう。

その他にも能島城に関する記述はいくつかあるので、紹介しておきたい。元龜2（1571）年に、毛利氏らが能島城を攻めた際の史料には、「能島要害」という文言を見ることができる。軍事拠点としての「能島」の存在を裏付ける用例の一つとして位置づけることができる（『萩藩閥閥録』）。

「要害」という用語に着目した場合、意外な史料に類似した用例を見ることができる。松田毅一・川崎桃太氏が翻訳した『フロイス日本史』〔松田・川崎訳1991〕である。天正14（1586）年に堺を出発したフロイスら一行は、芸予諸島に到着をした。そこで目にした「大きい城」という文言がある。「日本最大の海賊」と呼ばれた「能島殿」がいる「ある島」に構えられた「大きい城」であることから、この城は能島城である蓋然性が高いと考える。さらに『フロイス日本史』の底本となった複写版（大村市史料館蔵）では、この「大きい城」の部分について、原文には「fortaleza grande」と記されており、ポルトガル語では「grande」は「大きい」、「fortaleza」は「要塞」という意味になり、能島城が宣教師から要塞として認識されていたことを示している。なおフロイス一行のこの記述には、能島城を舞台に通行保証状を発行し、航海の安全を保障する能島村上氏の姿を見ることができる。つまり戦時のみならず、平時の経済活動の拠点としても能島城が機能していた可能性を示している。村上氏の城の役割を考えるうえで重要な所見と言えよう。

この小島に立地する能島城が「城」として認識できるかという点については、天正5（1577）年における讃岐元吉城からの村上元吉の帰着という同じ事柄に対し、ある史料では「御帰島」、別の史料では「御帰城」（いずれも「屋代島村上文書」）と記されており、島の城が「城」として認識されていたことは明らかであるとする主張がある〔日和佐2002〕。「御帰城」という表現からは、能島村上氏の居所としての城の姿を読み取ることができる。別の「屋代島村上文書」にも「武吉御帰城」とあり、この史料に「能島城」の文字はないが、能島村上氏にとって城は帰るべき場所、あるいはその象徴であったことを示している。

文献研究においては、能島城に改修の手が加えられた可能性があるような緊張の高まりは、天文10（1541）年頃の能島村上家の家督騒動をめぐる内紛と、この元龜2（1571）年の毛利氏らによる能島城攻めを挙げている。これらの軍事的緊張の高まりのたびに改修が行われ、現在の縄張

りを完成させたと指摘されている。

天正15年(1587)年に小早川隆景の筑前転封に伴って、能島村上氏が屋代島に移ったことが小早川隆景書状(『屋代島村上文書』)などから分かるが、山内氏は能島城の廃城をこの時期とみてさしつかえないだろうと指摘している〔山内1992・1998〕。改修・廃城に関する文献史料研究からの指摘については非常に重要であり、少なくとも廃城時期については総括報告書に記した考古学的な成果とも矛盾はない。

以上のように、文献史料において「城」や「要害」、つまり軍事拠点としての能島城の姿を見ることができた。また「居所」としての城が確認できるものの、利用形態の変遷や城内の生活などを文献史料から読み取ることは難しいが、これらの点については、後述するとおり考古学的に明らかにされつつある。

また文禄3(1594)年に能島沖を航行した島津氏家臣の新納忠元の日記によると、「野島とやらん、昔は盜賊を有ける所なれ共、殿下様の御徳にて、今ハ上下の船心安く侍りながら沖中にいかりをおろして」(「新納忠元日記」『旧記録雑録後編』巻32)とあり〔山内2004〕、能島城廃城後にもその存在感を失っていなかったようである。

その後、元禄2(1689)年の検地帳には越智郡宮窪村に所属し、能島には下々畑が4筆存在するように〔東2002〕、対岸の宮窪村の耕地急増に伴い近世には畑の開墾が進み、明治期にかけて畑と松の茂る小さな島へと景観が変化していった。

ii) 「海賊」について

指定理由において「伊予水軍」あるいは「瀬戸内水軍」という呼称を用いてその根拠地としての能島城を強調しているが、村上氏に関しては「水軍」ではなく「海賊」こそが往時の呼称であるとする近年の研究成果があり、日本遺産のストーリーなどでは「村上海賊」という用語を強調している。先行研究^{註)}に従ってその理由を述べると、おもに以下の3点が挙げられる。

- ・「水軍」は江戸時代以降の後世になってからの呼称であり、室町時代には能島村上氏を「海賊」と呼ぶ一次史料が見られる。
- ・明治から昭和初期に浸透した「水軍」という用語は、海軍の前身という意味が強く、すなわち軍事的な用語であった。つまり戦時のみの性格を表す「水軍」では、近年の研究で明らかになっている能島村上氏の多様な性格が捨象されてしまう。
- ・中世瀬戸内海の「海賊」は多様な海上活動を行った日本史上固有の「海の領主」として位置づけることができ、西洋の「pirates」や現代海賊とは歴史的・地理的背景が異なる。したがって、能島城は中世日本における「海賊」の城郭と位置づけることができ、本計画においては「水軍」ではなく「海賊」という呼称を用いることとする。

註) 「水軍」と「海賊」に関する主な研究

- ・福川一徳 2005「瀬戸内海の覇者 能島村上氏」『村上家文書調査報告書』今治市教育委員会
- ・村上海賊魅力発信推進協議会編 2019『日本遺産村上海賊調査研究成果報告書 中世日本の海賊と城』
- ・山内譲 2015『瀬戸内の海賊 村上武吉の戦い【増補改訂版】』新潮社選書
- ・山内譲 2016『豊臣水軍興亡史』吉川弘文館
- ・山内譲 2018『海賊の日本史』講談社現代新書

(2) 縄張り

i) 地区名称

平成 14 (2002) 年に能島及び鯛崎島の航空測量を行い平面図等を作成し、平成 18 (2006) 年度に策定した『史跡能島城跡保存活用基本計画』においては、図 13 のとおり、地区名称の再整理を行っている。本計画においても地区名称はこれに従うものとするが、調査や保護の対象を明確に述べるため、郭Ⅱを東・西・南区に細分し、あるいは「郭Ⅰ下の切岸」「郭Ⅱ下の切岸及び天然の崖」など、必要性に応じて名称を細分する。

ii) 縄張り

能島

能島は島全体を大きく三段に削平しており、主郭にあたる頂部の郭Ⅰ（標高約 25 m）、それを取り巻く帯郭の形態を呈する郭Ⅱ、西側に接する郭Ⅲが展開する。また、南側、北東に張り出した尾根にもそれぞれ小規模な郭が

形成される。それぞれ郭Ⅳ、郭Ⅴとし、一般的に出郭と評価される。さらに、能島南西側には、広い平坦面が形成され、これを南部平坦地と呼び、能島でもっとも下段に位置する郭と考えている。また、属島の鯛崎島の頂部も広い平坦面であることから、郭Ⅵとしている。主な郭は以上であるが、斜面にも小規模な平坦面が多く形成されている。たとえば郭Ⅱから郭Ⅳへの尾根筋、郭Ⅲの南部平坦地側、船だまりの斜面上である。

現況地形を見る限り、能島城の防御施設は、切岸の機能を果たしたとも考えられる急峻な崖を除いて明確ではない。海岸に面した切岸状の急峻な崖は、人工的か自然地形かの判断は困難であるが、能島周囲を巡る。ただし、切岸の上端、つまり郭の縁辺に土塁が形成されていた明確な形跡は見られない。また、尾根筋を遮断する堀切や、崖面の堅堀も現況では確認できない。

海岸部の船だまりは能島北側の小さな入江で、広い砂浜を形成し周囲の潮流も穏やかかつ船折

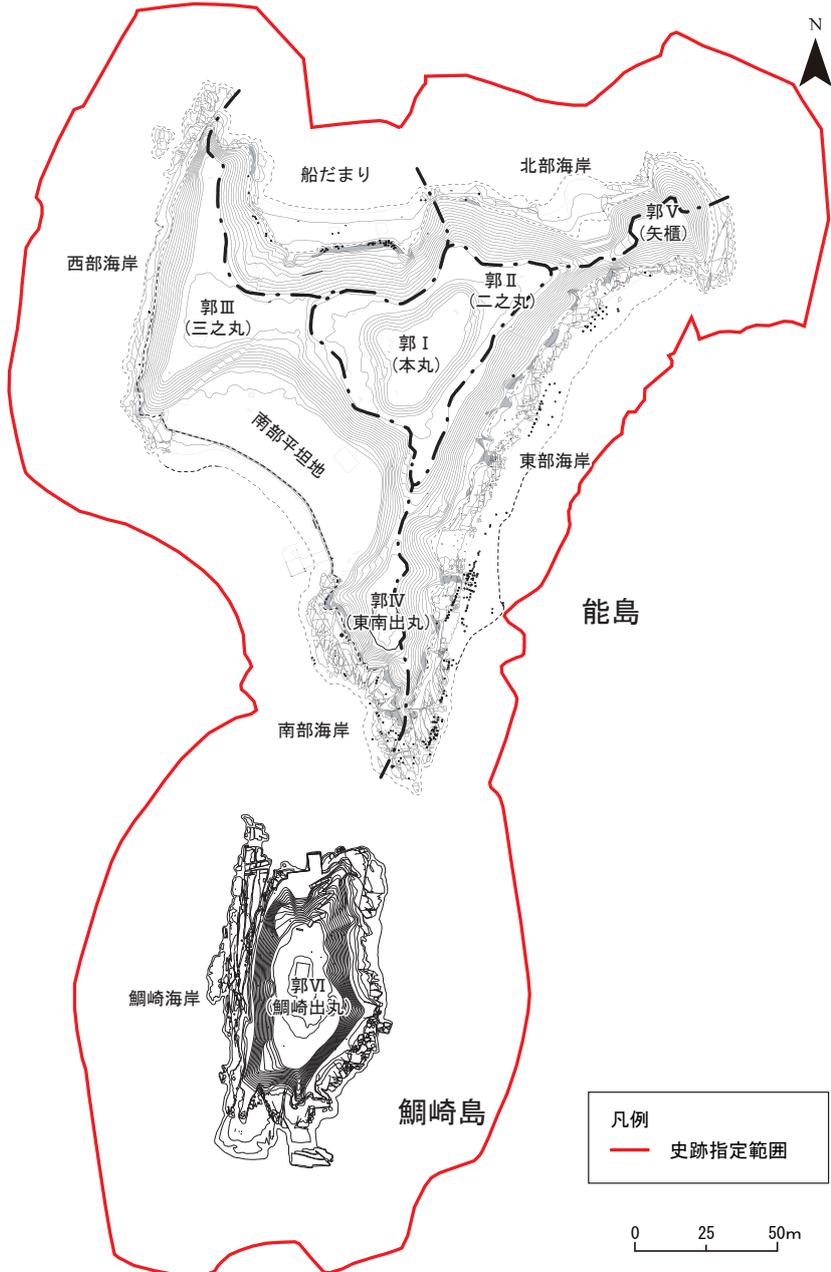


図13：地区名称図

瀬戸を通過する東西最短の航路に面していることから、能島城の主要な船着場としての機能が想定される。また、東部海岸は、能島で最も長い海岸線を有し、瀬戸に接する北側と南側には磯があり時に激しい潮の流れとなるが、中央部は比較的穏やかである。南西側の南部平坦地に接する海岸は、現在の船着場が設置されているものの、実は干満による潮流の影響が顕著であり、潮止まりとその前後以外の船舶の接岸、停泊は容易ではない。したがって、船の発着や停泊に適した海岸は、船だまりと東部海岸の中央付近となる。

海岸部から郭への城内通路は、比較的勾配が緩やかで、階段状に平坦面が形成される船だまり西側斜面、南部平坦地から郭Ⅲ・郭Ⅳ、東部海岸から郭Ⅳ北側の尾根の少なくとも4ルートが現況の地形からは想定される。それらは現在の園路と同じであるが、仮に現路と往時の城内通路が重なると仮定した場合、虎口構造は単純で、これについても明確な防御性は看取できない。

このように、能島には、郭Ⅰ～Ⅲ、出郭とされる郭Ⅳ、Ⅴ、そして南部平坦地が展開し、それぞれの郭を繋ぐ斜面と、海と郭を繋ぐ斜面は、切岸と考えられる急峻な崖となり、防御性を備えていると考えられる。しかし、切岸を除けば、土塁、堀切、堅堀といった山城に顕著な防御施設は確認できず、また、複雑な虎口構造も見られないなど、総じて簡素な縄張り構造であり、城自体の防御性は低いと考えられる。

なお、詳しくは後述するが現在に残る縄張りの成立時期については16世紀中葉と考えられる。

鯛崎島

鯛崎島には楕円形状の郭Ⅵ（鯛崎出丸）が形成されており（標高約18m）、頂部に木造弁才天坐像（今治市指定文化財）を祀る祠がある。木造弁才天坐像は、江戸時代の可能性があるので、祠は昭和11（1936）年に建築し、現在のものは平成10（1998）年の再建である。木造弁才天坐像が鯛崎島に祀られた由来が明らかではないが、後世の文化財であるため能島城との関連は低いと考えられる。また郭北端には室町時代とされる五輪塔の部材が4基あるが、これらの時期は全くの不明であるものの、鶴島から搬入されたという古老の証言があり、さらにのちの調査で郭Ⅵに墓地等の供養の対象となる遺構も検出されていないことから、能島城との関連は低いと考えられる。

鯛崎島の周囲には切岸もしくは天然の崖が巡る。その他に土塁、堀切、柵などの防御施設は見られない。鯛崎海岸の南側、西側には岩礁ピットが多く見られるが、いずれも構造は脆弱であり、列状の配置は看取できない。海岸南端には海上安全の石製地蔵が祀られるが、現在のものは平成2（1990）年頃に設置されたものである。それ以前の地蔵が台風被害により海中に沈下しているという証言もあるが、初代地蔵の年代も明らかではなく、現状では能島城との関連を述べることはできない。

iii) 自然の防備性

簡素な縄張りである点を根拠として能島城の防御性を低いと評価するのは陸の視点であるとし、縄張図には現れない防御施設の存在を強調した見解がある。すなわち、「海面が堀となり、潮流が土塁」であり、それらを防御施設として活用できる海面上が戦場になるという見方である〔山内1994〕。確かに最大10ノット（時速約18km）にもなる大潮の最強時には高い防御性を発揮したことは疑いようがない。

しかし、これを逆に不安定な防御性とする見方もある〔日和佐2002〕。つまり大潮であっても

一日4回、約6時間の周期で潮止まりがあり、大潮満潮時にはむしろ上陸や物資の荷揚げが容易となる。また、小潮時には最大1.4ノット（時速約2km）の時もあり、常時高い防御性を発揮しているわけではない。条件に左右される不安定な防御性であると評価できる。

とはいえ、主戦場は海であり、船による防御ラインの構築がなされていたと考えれば、言うまでもなく周囲の海は能島城の縄張りの一部として捉えることもできよう。

（3）整備に伴う発掘調査の成果

i) 経過と調査概要

発掘調査については、平成15（2003）年度から平成27（2015）年度にかけて岩礁部及び各郭の調査が行われ、その都度報告書として刊行されてきた。また、平成30（2018）年度には、本計画策定にあたりその基礎資料となるようこれまでの調査結果と最新の研究成果を反映させた総括報告書を刊行した。

ここでは、地点ごとに調査結果をまとめることとし、その詳細は、各調査報告書及び総括報告書を参照されたい。刊行された発掘調査報告書は表1のとおりである。

表1：発掘調査報告書一覧

年	タイトル	著者・编者・発行
2006	今治市埋蔵文化財調査報告書第82集 史跡能島城跡－平成15・16年度岩礁ピット調査報告書－	今治市教育委員会
2007	今治市埋蔵文化財調査報告書第85集 史跡能島城跡－平成17年度船だまり調査報告書－	今治市教育委員会
2008	今治市埋蔵文化財調査報告書第90集 史跡能島城跡－平成18年度能島東部海岸調査報告書－	今治市教育委員会
2009	今治市埋蔵文化財調査報告書第98集 史跡能島城跡－平成19年度郭Ⅰ・南部平坦地調査報告書－	今治市教育委員会
2010	今治市埋蔵文化財調査報告書第103集 史跡能島城跡－平成20年度郭Ⅱ・郭Ⅲ・南部平坦地調査報告書－	今治市教育委員会
2011	今治市埋蔵文化財調査報告書第108集 史跡能島城跡－平成21・22年度郭Ⅰ・郭Ⅳ・郭Ⅴ・南部平坦地下海岸調査報告書－	今治市教育委員会
2012	今治市埋蔵文化財調査報告書第112集 史跡能島城跡－平成22・23年度郭Ⅲ（第2・3次）調査報告書－	今治市教育委員会
2013	今治市埋蔵文化財調査報告書第119集 史跡能島城跡－平成22・23年度郭Ⅱ（第2・3次）調査報告書－	今治市教育委員会
2014	今治市埋蔵文化財調査報告書第125集 史跡能島城跡－平成23・24年度郭Ⅵ調査報告書－	今治市教育委員会
2015	今治市埋蔵文化財調査報告書第130集 史跡能島城跡－平成25年度城内通路調査報告書－	今治市教育委員会
2017	今治市埋蔵文化財調査報告書第139集 史跡能島城跡－平成27年度城内通路（第2次）調査報告書－	今治市教育委員会
2019	今治市埋蔵文化財調査報告書第146集 史跡能島城跡－平成15～27年度整備に伴う調査総括報告書－	今治市教育委員会

ii) 岩礁ピット・海蝕台（テラス）・南部平坦地の埋め立て

能島・鯛崎島の周囲をめぐる通路状の平坦地である海蝕台（テラス）と 382 基の岩礁ピットがある。能島城の最大の特徴は海岸部の遺構にあると言っても過言ではなく、とりわけ岩礁ピットは芸予諸島の今治側を中心とした海辺の城をはじめとした中世遺跡に顕著に確認できる遺構であり、地域特有の遺構として極めて重要である。



岩礁ピットと海蝕テラス

建物状配置

岩礁ピットは、単独A型、縦列、横列、建物状配置などが認められ、甘崎城や来島城跡の調査では縦列岩礁ピットについては干満差に

応じて舳をつけ変えることができる繫船施設と評価されているが、能島城では顕著ではなかった。その配置は海岸によって特徴が異なることが明確になっている。

東部海岸では、縦列、横列岩礁ピットが組み合わさった配置のものや建物状に配置されたものなどが検出され、配置や組み合わせから、同じ海岸内でも地点によって機能が異なっていたと考えられる。また、南部海岸と東部海岸にそれぞれ 1 基ずつ直径 1 m を測る大型岩礁ピットが確認されており、船で運んだ生活用水を溜める機能をもつ水溜であると推定している。

船だまりでは、単独A型ピットと呼ばれる岩礁ピットが、海蝕テラス上及びやや下の海蝕テラス上位に、少なくとも 5 基確認された。船を繋ぐための柱をたてた穴と考えられ、海蝕テラスは上陸後の通路として利用されていたと考えられる。また、船だまり斜面には、前面に石積を伴う盛土整地層が確認されており、16 世紀段階のものと判断されている。

南部平坦地は、中世段階における海岸埋め立て地で、盛土は 3 段階で行われたことが明らかになっている。第 1 段階は、15 世紀前半以前に完成し、上面には小径の柱穴が確認できた。第 2 段階は 16 世紀前半頃の完成であり、上面には石列などが確認できるが、掘立柱建物跡などは確認できない。最終の第 3 段階は 16 世紀中葉に完成しており、上面には柱穴などの遺構は見られず、広場として利用された可能性がある。なお南部平坦地の南側斜面裾では、階段状に削平された岩礁が検出された。いわゆる「雁木」の祖型として評価でき、盛土整地層以前の時期と考えられる。現在にもつながる干満に応じた接岸施設の構造が中世段階まで遡ることを示す貴重な遺構である。

以上のことから南部平坦地の主な役割は、居住空間ではなく、物資の陸揚げ、海産物の加工、軍事演習などを行った多目的ヤードであったと推測されている。

また、南部平坦地の埋め立て地前面には石積が築かれており、石積基底層が岩礁上ではなく砂礫層上に構築されていることが明らかとなった。さらに、石積前面の海岸からは 118 本の木柱が検出され、帯状に横列配置されていることが確認されたが、検出状況から建物や棧橋等の構造物となる可能性は低く、埋め立てに伴う護岸用の木柱と考えられている。木柱、石積（大部分は昭和 48（1973）年ごろの台風で崩落し修復している）の年代



木柱の検出状況

は明らかではないが、埋め立ては中世段階であるため、何らかの護岸が必要であり、石積や木柱がそれに対応する可能性がある。

海岸部は、船の発着や物資の荷揚げの利便を図るための開放的な整備が行われている。そして船だまりは対外的な窓口、南部平坦地は荷揚場などの多目的ヤード、東部海岸は船のメンテナンスや修理を行う場と考えられ、海岸ごとにその役割が異なると言える。

iii) 通路状遺構

能島城の通路は、岩盤斜面をL字状に削平した構造で、山側の斜面裾などに排水のためか溝状遺構が敷設される特徴がある。さらに盛土整地によって改修されており、その改修は16世紀前半頃に顕著に行われている。海岸と郭を繋ぐ通路状遺構は、南部平坦地南端から郭IV方面、東部海岸から郭II南区直下、船だまりから郭III方面で検出されている。その他の地点でも通路状遺構の可能性のある地点が確認できた。

南部平坦地南端から郭IVへの岩盤斜面をL字状に削平し、平坦面を成形していたことが分かった。また、郭II南区と郭IVの間には岩盤を成形した平坦面があり、東側へ緩やかに下ることが確認された。その後の調査で、海岸部へと続く通路の可能性が高いと判断され、検出された岩盤成形の平坦面と溝状遺構がセットで、少なくとも一度改修され、16世紀前半以降には、盛土整地による改修が行われていることが分かった。船だまり斜面でも、海蝕テラス以外に上下2面の平坦面が確認されており、岩盤成形と斜面裾の溝がセットで検出され、盛土整地により改修を行っている状況が確認できている。郭Iの現況通路の下には岩盤が成形されたと考えられる緩傾斜面が確認でき、通路の痕跡の可能性が高いとされている。一方、郭VIへの通路としては、岩盤成形及び一部盛土成形された明確な平坦面が確認され、通路状遺構の一部を示す可能性があると考えられる。

iv) 郭の調査

郭I（本丸）

郭Iは能島頂部に位置する。郭Iは花崗岩の岩盤を削平しており、北東及び北西側の突出部は盛土整地により郭を拡張していることが明らかとなった。その時期は16世紀前半と考えられる。

特筆すべき遺構としては、掘立柱建物跡と地鎮め遺構である。掘立柱建物跡は、梁間2間×桁行2間の総柱建物跡であり、検出状況と立地条件から材木を井桁に組んで構築した「井楼」と称される檣であった可能性がある。一方、地鎮め遺構は、土師質土器皿1点と銭貨5点が一括で出土しており、建物の建築あるいは廃絶の際などに行う祭祀の痕跡と考えられる。したがって郭Iは、単なる生活空間ではなく、見張り場としての機能や非日常的な空間として利用されたことが分かる。その盛期は16世紀前半と考えられるが、後半にかけても継続的利用が認められる。

郭II（二之丸）

郭IIは、郭Iを巡る帯曲輪の形態を呈している。東、南、西側の3か所に広い平坦面を有し、それぞれを通路状の狭い平坦面が繋いでいる。

郭II東区では、3棟の掘立柱建物跡と大型方形土坑、地鎮め遺構と目される遺構が確認された。掘立柱建物跡は郭Iで検出されたものと同規格であり、井楼の可能性はある。建物跡は梁間

2間×桁行3間で、内部に間仕切りと考えられる柱穴が存在する。大型方形土坑は底面と側面に黒色弱粘土が貼り付けられるように堆積しており、水溜め遺構と推定されている。地鎮め遺構からは、周辺に散らばったものを含め33点の銭貨が出土している。

郭Ⅱ南区では、掘立柱建物跡が4棟確認された。このうち1棟は、梁間3間×桁行4間を測り、能島城で検出された掘立柱建物跡で最大規模である。出土遺物から、16世紀前半以降に廃絶されたと考えられる。このほかの建物跡は平面プランが切り合うため同時併存ではなく、3回以上の建て替えが行われたと考えられる。

郭Ⅱ西区では、掘立柱建物跡が3棟、地鎮め遺構が1基、大型方形土坑が3基確認された。掘立柱建物跡には梁間2間×桁行3間のものが1棟と、梁間2間×桁行4間のものが2棟検出されており、検出状況から、少なくとも2回以上の建て替えがあったと考えられる。土師質土器皿25点と銭貨13点が埋納された状態で検出された地鎮め遺構は、住居などの建物に関連する祭祀跡とされている。また、大型方形土坑3基は、東区と同様に水溜め遺構と考えられている。

郭Ⅱは16世紀前半頃が盛期と考えられるが、継続的な利用があったことが確認された。また、掘立柱建物跡の検出状況等から、郭Ⅱは主に城内の居住空間として機能していた可能性が高いと考えられる。



掘立柱建物跡検出状況

郭Ⅲ（三之丸）

郭Ⅲは、不整形なT字形を呈している。郭Ⅲ南東部では、旧地形を盛土造成により平坦にしている。主な遺構としては、庇付礎石建物跡であり、その規模は身舎が南北4間×東西2間、庇が西面中央に東西半間、南北2間である。礎石建物跡は能島城において1棟のみであることから、城内において特別な役割を持った建物であると推測される。



礎石建物跡検出状況

郭Ⅲ北西部で検出された主な遺構は、2間×3間の掘立柱建物跡が2棟、大型方形土坑が2基、鍛冶遺構である。調査後の検討でさらに2間×2間で井楼の可能性のある掘立柱建物跡の存在が確認された。2間×3間の掘立柱建物跡は、検出状況からやや軸と位置をずらして建て替えが行われている。大型方形土坑については、郭Ⅱ東区、西区の遺構と同様に、底面と壁面に黒色粘土を貼り付けていることから、水溜め遺構と考えられている。また、鍛冶遺構からは、鍛冶炉跡や鍛打作業時の冷却用と考えられる水溜め、作業場と見られる焼土面とともに、鍛冶滓、鍛造剥片、^{ふいご} 鞴の羽口などの鍛冶関連遺物が多数出土した。小鍛冶と考えられ、城内で消費する鉄器の加工や補修が行われていたと考えられる。

出土遺物や遺構の検出状況から、郭Ⅱと同様に郭Ⅲも居住空間の役割を果たした時期があった

と推測できるが、居住空間以外に鍛冶場としての利用時期があったことも分かっている。盛期は16世紀前半頃であるが、近世の出土遺物もあるため、能島城廃城後も何らかの利用があったことが示されている。

郭Ⅳ（東南出丸）

郭Ⅳは、東南出丸と呼ばれ、能島南側に伸び出した尾根の頂部に展開する出郭とされる。郭Ⅳの南端の一部で若干の盛土整地層が確認され、平坦面の成形あるいは補修が目的で行われたと考えられる。

検出された主な遺構は、柱穴110基、掘立柱建物跡2棟、地鎮め遺構1基であった。掘立柱建物跡の1棟は梁間2間×桁行4間で、間仕切りと思われる柱穴も建物内部に確認できた。もう1棟は、1間×1間の小規模な建物跡で、住居ではなく倉庫などの機能が想定



地鎮め遺構

されるが、他の1棟と連結する可能性もあり、入口の土間なども考えられる。地鎮め遺構からは、土師質土器皿28点、銭貨82点が出土しており、他の郭で検出された同種の遺構の中で最大規模である。出土遺物や検出された遺構から、郭Ⅳは他の郭と様相が異なると考えられ、城内で最も祭祀的な性格が強い空間と考えられている。

郭Ⅴ（矢櫃）

郭Ⅴは、能島東側に伸び出した尾根上に形成された郭で、瀬戸を挟んで対岸に鶴島を望む。この郭は、これまで矢櫃と呼ばれ弓の稽古場或いは武器庫と考えられてきたが伝承の域を脱しない。調査によって岩盤を平坦に成形した遺構面から柱穴51基、土坑1基、東端で岩盤を台形状に削り出した堤状遺構が検出されたが、矢櫃伝承を証明する遺構・遺物は発見されなかった。柱穴は、2間×2間の総柱建物跡の存在が指摘されており郭Ⅰや郭Ⅱ南区などで検出された井楼の可能性もある。堤状遺構については、上端が平坦面になっており、土塁に類する防御施設の可能性が考えられたが、最大で約0.3mと非常に低いため、現状では用途不明である。特筆すべき遺物に、底部に「宥」が墨書された土師質土器皿がある。「宥」の下にさらに一字があったと推測され、人名などの可能性も指摘されている。

郭Ⅵ（鯛崎出丸）

郭Ⅵは、鯛崎島の頂部の平坦面にあり、南半の周縁部は盛土によって平坦面を拡張している。調査の結果、3基の掘立柱建物跡と、方形土坑1基、溝状遺構2基が確認された。郭北側では、2間×2間の総柱建物跡が検出され、井楼の可能性があり、検出位置から能島との連絡に必要な施設とも考えられている。郭南側では、梁間2間×桁行4間の掘立柱建物跡が2棟検出され、検出状況から併存した可能性が指摘されている。方形土坑は、他の郭で検出された大型方形土坑との類似性から水溜め遺構の可能性もある。

出土遺物から15世紀後半から16世紀中葉頃が盛期であり、他の郭とは少し様相が異なってい

る。鯛崎出丸は、能島城内で唯一燧灘を望むことができる。空気の澄んだ日には塩飽諸島、つまり能島村上領域の東限を望むことができるため、監視などの役割が想定できるだろう。

v) 遺構・遺物からみた郭の利用形態

各郭で検出された遺構の分布は図 15、年代及びその根拠については、表 2 に示している。

検出されたおもな遺構に、掘立柱建物跡約 20 棟、庇付礎礎石建物跡 1 棟、大型方形土坑 7 基、鍛冶遺構 1 基、地鎮め遺構 4 基がある。

掘立柱建物跡は 2 間四方の総柱建物跡が郭 I、郭 II 東、郭 VI にあり、その可能性があるものが郭 III 北側、郭 V に位置している。郭 VI 北側を除き、能島北側に集中しており、井楼の可能性が指摘されている。その他梁間 2 間×桁行 3 間あるいは 4 間のものが最も多く、住居または倉庫と考えられる。郭 II 西・東・南区、郭 III では数回の建替えが認められた。恒久的に居住空間であった可能性が指摘できる。

庇付礎石建物跡は郭 III に位置し、船着場（船だまり・南部平坦地）から容易にアクセスできる位置や、唯一の礎石建物である点、高級で珍しい陶磁器の多さや複数個体の備前焼甕の出土から「倉」であったと想定している。

大型方形土坑は、壁面と床面に粘土貼りをした土坑で、一辺が 2 m を超える大型のものが目立つ。いずれも掘立柱建物跡に隣接することや、その構造から「水溜め遺構」と推定している。能島城は井戸等の湧水は確認できないため、対岸の「水場」に頼らざるを得ない環境であったことから、遮水の処置を施した覆屋を持たない大型の土坑を設置し、雨水を溜め、有効利用したものと考えられる。

鍛冶遺構は郭 III で検出され、「小鍛冶」が行われていたことが明らかとなった。能島城で最も多い鉄製品は釘、次いで鉄鏟であるためこれらの鉄製品の生産あるいは修理が城内で行われたと考えられる。

地鎮め遺構は 4 基が確認されているが、最も古い例では 15 世紀中頃から後半で、その後、連綿と丁寧な地鎮めの祭祀が行われていたことが分かる。海賊衆の性格の一端を読み取ることができよう。

遺物の出土傾向を分析すると、各郭の性格の差異をさらに詳しく知ることができる。郭 I は、土師質土器皿（いわゆる「かわらけ」）が約 95% を占めるのに対し、甕・壺などの貯蔵具、鍋・釜・播鉢などの調理具は少ない。かわらけは、儀礼や饗宴に用いるアイテムと考えられているため、能島城の主郭は、居住空間ではなく非日常的な空間であったことが分かる。

一方、郭 II は掘立柱建物の顕著な建替えに加え、生活容器類が質・量ともに豊富に出土していることから、おもな居住空間として認識できる。さらに郭 II 西側に関しては、奢侈品とよばれる高級で珍

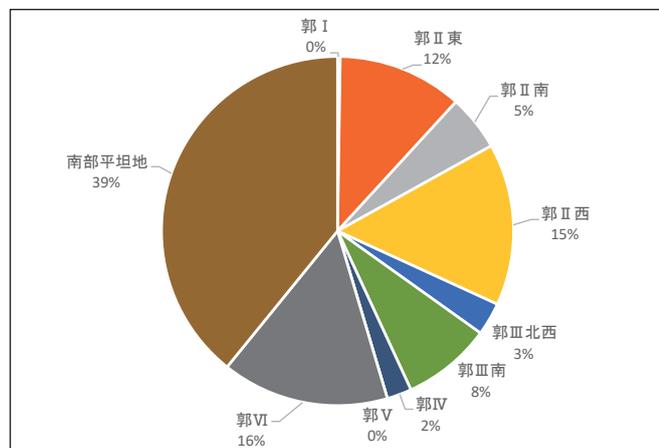


図 14：生業を示す土錘の出土状況（発掘面積 1 m²あたりの出土量）

しい陶磁器が他の郭と比べて突出して多いことから、当主かどうかは定かではないが、上層階級の居住空間であった可能性がある。郭Ⅲは、鍛冶場や倉庫の存在から、生活を補完するための郭と考えられる。鯛崎島の郭Ⅵも同様に複数の建物跡と生活容器類が多く出土していることから、居住空間としての性格も認められると言える。

また、能島城では漁網に用いる土錘が500点以上出土しているが、その出土状況を見ると海辺の郭である南部平坦地が最も多く、次いで多いのは生活空間である郭Ⅱ、郭Ⅳである。平時にはこれらの郭において網の手入れなども行われていたのだろう。城内を舞台とする海賊衆の生活と生業の実態が具体的に示されつつある。

表2：郭の遺構一覧（総括報告書P.112より引用）

地点	遺構	略号	規模	時期	時期比定根拠等
郭Ⅰ	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	16C前葉以降に廃絶	柱穴埋土の景徳鎮白磁皿
	地鎮め遺構	SP-175	皿1、銭5	15C後半	土師質土器皿(草戸千軒町編年Ⅳ期前半)
郭Ⅱ東	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	時期不明	SB-2、3と切り合うが前後関係不明
	掘立柱建物	SB-2	2間×3間	時期不明	SB-1、3と切り合うが前後関係不明
	掘立柱建物	SB-3	2間×3間	15C末～16C初以降に廃絶	柱穴埋土の土師質土器皿
	大型方形土坑	SK-1	長2.4～2.8×短1.75～2.05m	時期不明	SB-2と並行か
	地鎮め遺構	SP-1	銭33	時期不明	紹定通寶(初鑄1228年)以降
郭Ⅱ南	掘立柱建物	SB-4	3間×4間	16C前半以降に廃絶	柱穴埋土の土師質土器皿
	掘立柱建物	SB-5	2間×4間	SB-4廃絶後	柱穴の切り合い関係
	掘立柱建物	SB-6	2間×3間	15C以降か	柱穴埋土の亀山焼系瓦質土器挿鉢
	掘立柱建物	SB-7	2間×4間	時期不明	切り合い関係、遺物なし
郭Ⅱ西	掘立柱建物	SB-8	2間×4間	盛土⑥層以降	盛土⑥層はSK-7(15C中～後半)以前
	掘立柱建物	SB-9	2間×4間	盛土⑥層以降	盛土⑥層はSK-7(15C中～後半)以前
	掘立柱建物	SB-10	2間×3間	15C中頃～後半以前	地鎮め遺構SK-7に切られる
	大型方形土坑	SK-3	長2.2以上×短1.9m以上	時期不明	SB-8、9と並行か
	大型方形土坑	SK-4	長3.1×短1.63m	時期不明	SB-8、9と並行か
	大型方形土坑	SK-5	長1.4以上×短1.16m	時期不明	SB-8、9と並行か
郭Ⅲ南東	礎石建物跡	SB-1	2間×4間	16C前半以降	先行する石列内の備前焼大甕
	掘立柱建物	SB-2	2間×3間	時期不明	SK-4、5と並行する可能性あり
郭Ⅲ北西	掘立柱建物	SB-3	2間×3間	16C前半以降	鍛冶遺構以降
	大型方形土坑	SK-4	長2.7×短1.9～2.0m	鍛冶遺構に先行	鍛冶遺構に切られる
	大型方形土坑	SK-5	長2.95×短2.0～2.1m	16C前半以前、鍛冶遺構に先行	埋土の遺物から16C前葉以降に廃絶、鍛冶遺構に切られる
	鍛冶関連遺構	SX-6他	-	16C前半頃	放射性炭素年代測定+SK-5との切り合い
郭Ⅳ	掘立柱建物	SB-1	1間×1間	15C末～16C初か	地鎮めの可能性があるSP-47出土遺物
	掘立柱建物	SB-2	2間×4間	15C後半～16C初以降か	内部のSP-51の土師質土器及び地鎮めSK-1
	地鎮め遺構	SK-1	皿28×銭82	15C末～16C初	土師質土器皿(草戸千軒町編年Ⅳ期後半新段階)
郭Ⅵ	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	15C末～16C初頃以降の廃絶	埋土の遺物
	掘立柱建物	SB-2	2間×4間	16C前半以降の廃絶	埋土の遺物
	掘立柱建物	SB-3	2間×4間	時期不明	SB-2と並行か
	大型方形土坑	SK-1	長1.62×短1.16m	16C前半以降の廃絶	埋土の遺物

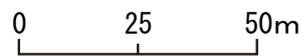
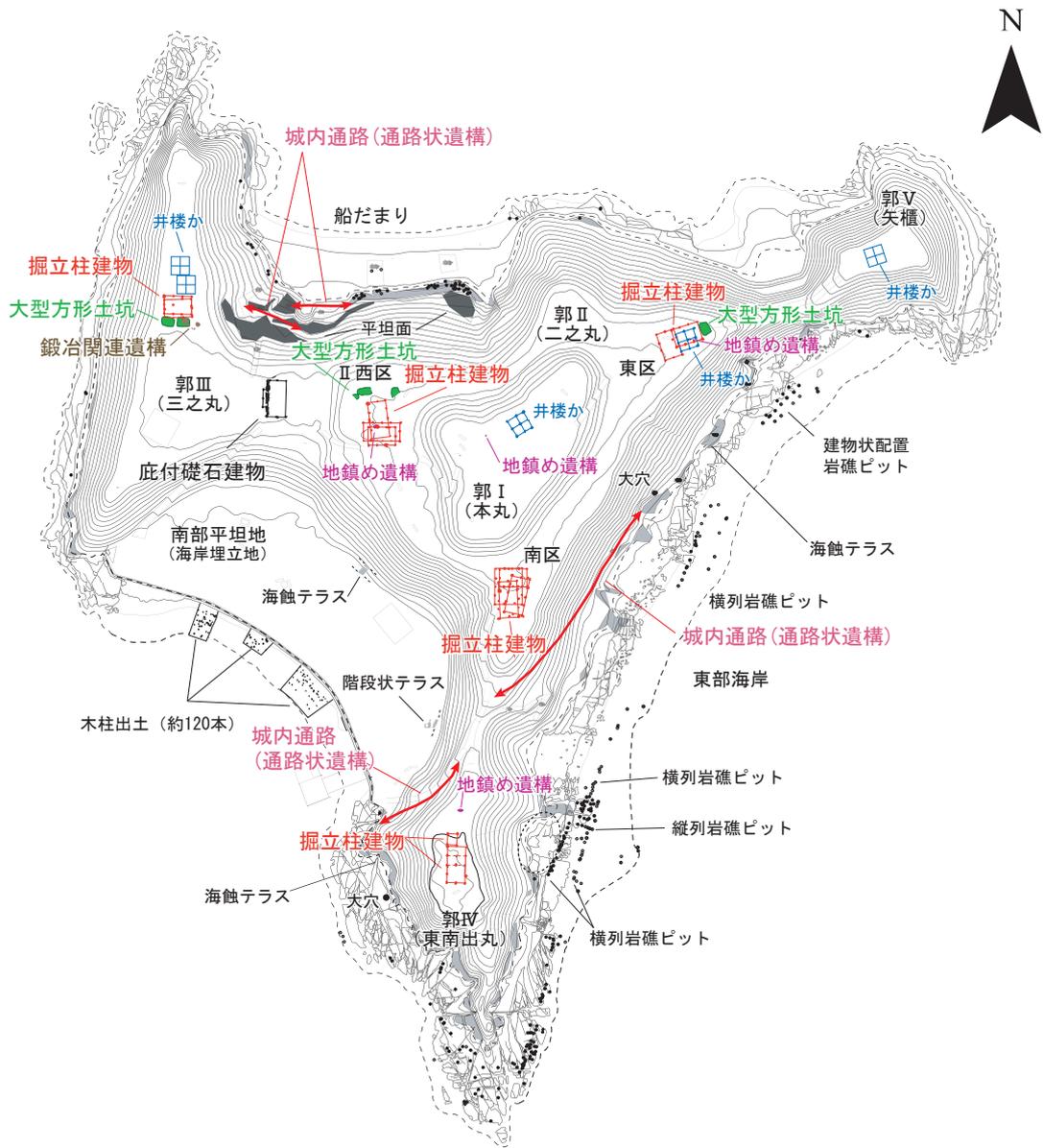


表3：検出された遺構及び出土遺物一覧（総括報告書P.131より引用）

性格	機能	器種	郭I	郭II東	郭II南	郭II西	郭III北西	郭III南	郭IV	郭V	郭VI	特記事項	南部平坦 (参考)	見近島 (参考)
			掘立1 (2間総柱) 地鎮め1	掘立1 (2間総柱) 掘立2 (建替有) 水溜め1 地鎮め1	掘立4 (建替有)	掘立3 (建替有) 水溜め3 地鎮め1	掘立2 (2間総柱) 掘立2 (建替有) 水溜め2 鍛冶1	礎石1	掘立2 地鎮め1	掘立1 (2間総柱)	掘立1 (2間総柱) 掘立2 (建替有) 水溜め1		盛土整地 (以下、整地層 出土遺物のた め、南部平坦地 の機能を示す ものではない)	建物15 土器溜り
生活	食膳具	碗・杯・皿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	郭I土師質 土器皿突出	○	○
	貯蔵具 調理具 煮炊具	壺・壺 播鉢・卸皿・白 鍋・釜	△	○	○	○	○	○	△+	△	○-	郭I以外は 一定量出土	◎	◎
	奢侈品 (希少品)	青磁瓶・盤・香炉 襦袢・三彩等	△	△	△	△	△	△	×	×	△	郭II西・郭 III南多い	△	△
	茶道具	茶白・茶入れ・天目茶碗	△	△	△	△	△	△	×	×	△		△	△
	文房具	硯・水差し	△	△	△	△	△	△	×	△	△	水差しは郭II 東の1点のみ	△	△
	遊戯具	碁石・瓦玉	△	△	△	△	△	△	△	×	△		△	×
	化粧道具	鉄漿皿（銅製容器） 鉄漿壺	×	△	×	×	×	×	△	×	△		△	×
	その他	砥石	△	△	×	△	×	△	×	△	△		△	△
銭貨	唐銭・宋銭・明銭 無文銭（単独出土）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全郭出土	△	△	
宗教	仏具	土製仏像	×	×	×	△	×	×	△	×	×	郭II西・郭 IVで各1点	×	×
	地鎮め	銭貨（一括出土）・皿	△	△	×	△	×	×	△	×	×	4か所	×	×
生業・生産	漁具	土錘	△	△	△	△	△	△	△	×	△		△	△
	農具	鋤	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	△
	鍛冶	羽口・鉄滓・鍛造剥片	×	△	△	△	△	△	△	△	△	鍛冶遺構は郭 III北西のみ	△	△
軍事	武器	鉄鏃・小刀 刀装具・刀子等	×	△	×	△	×	△	×	×	△		△	△
	武具	小札・八双金物 覆輪・鞆等	×	×	△	△	△	△	×	×	△	郭III南・郭 VIやや多い	△	△
	附属品	筭	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	△
建築	金物	釘・紙	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全郭出土	△	△
	その他	壁土状土塊	有	有	有	有	有	有	有	無	有		有	有
遺構・遺物から想定される郭の主な性格			儀礼 監視	居住	居住	居住 (上層)	居住 生産 監視?	倉庫	居住 (儀礼)	不明 監視?	居住 監視		多目的 ヤード	集落 流通拠点

※性格・機能・器種の分類は[柴田2003]を参考に作成した
 ※食膳具の皿には、灯明皿を一定量含むが細分はしていない
 ※貯蔵・調理・煮炊具は器種分類が困難な小破片を含むため、細分していない
 ※壁土状土塊は、数量を把握していないため有・無で記載

◎ 半数以上(各郭出土遺物の50%以上を占める)
 ○ 多い(同20~30%程度)
 ○- やや多い(同15%前後)
 △+ やや少ない(同10%前後)
 △ ごく少量(同5%未満)
 × 出土していないか、小片のため確認できない

vi) 能島城の利用形態の変遷

能島城 1期 (15世紀前半以前)

南部平坦地の盛土整地1段階が完成した時期であり、このことを積極的に評価すると、能島で郭の形成が本格的に開始された時期と推測される。能島村上氏による「能島」の利用開始は、出土遺物とその後の連続性を持って安定的に出土する14世紀中頃から後半と考えるが、この時点が「築城」時期となるかどうかは定かではない。文献上の能島村上氏の明確な初見は貞和5(1349)年であるため、発掘調査の成果とも概ね合致する。15世紀前半までには築城が開始され、貿易陶磁器や備前焼の搬入が増加し、利用の本格化が見られる。なお鯛崎島は、この時期の備前焼播鉢などが出土しているため利用は確認できるが、検出された遺構は後述する3期以降と考えられるため当該期の利用形態は不明である。

能島城 2期 (15世紀中頃~後半)

郭II西区で確認された盛土整地は、遅くとも15世紀後半には完成し、その面を利用して掘立柱建物が建築され地鎮め遺構も確認される。15世紀後半と考えられる地鎮め遺構は郭Iでも確認され、基礎となる郭配置が構築されていた。加えて、備前焼甕、壺、播鉢、青磁碗、腰折れ皿、白磁

皿、土師質土器鍋などの15世紀代の遺物が多く出土することから、明確な郭の形成と活発な利用が確認される時期と考えられる。この頃の能島村上氏は、小早川氏一族の小泉氏らとともに弓削島の莊園を「押領」するなど（「東寺百合文書」）、芸予諸島で盛んに活動している時期と考えられるが、能島城に関連した記述が見られる一次史料は皆無である。

能島城3期（15世紀末～16世紀前半頃）

16世紀前半には南部平坦地の盛土整地2段階が完成し、船だまりや東部海岸から郭Ⅱ南下への城内通路、郭Ⅰの突出部など、各地で盛土整地による城の改修や平坦面の拡大が行われる。各郭で検出された掘立柱建物は3期以降の建築・廃絶が顕著であり、遺構からみた盛期と言える。

郭Ⅰは土師質土器皿が出土土器・陶磁器の大半を占め、生活容器が少ないことから儀礼や饗宴の場として利用された。郭Ⅱは東、西、南の各平坦面で掘立柱建物が存在し、その建替えも行われている。

郭Ⅱはおもに居住空間として利用されるが、郭Ⅱ西区では貿易陶磁器の出土量が突出し、奢侈品も多く出土するのに対し、南区では貿易陶磁器の出土量が西区の約1割にとどまるなど明確な階層差が看取される。能島村上氏の有力な武将が居住・滞在したとすれば、この西区であったと推定される。郭Ⅱ、郭Ⅲでは掘立柱建物には水溜めと考えられる大型方形土坑が付設されていたと考えられる。

西区直下の郭Ⅲ南区の庇付礎石建物もこの時期と考えられ、郭Ⅱ西区とともに能島城の中核域であったと推測できる。礎石建物は「倉」と考えており、船だまりや南部平坦地で荷下ろしされた物資が、ここに集積された可能性がある。また郭Ⅲ北西部では鍛冶場が営まれ、鉄釘あるいは鉄鏃など生産や補修を中心とした小鍛冶が行われていた。その他、生活容器類の出土状況からも当該期が能島城の盛期とみて差しつかえはない。

能島城4期（16世紀中頃～後半）

南部平坦地の盛土整地の最終3段階が終わり、現在まで残る郭の最終形態が完成した時期であるが、この16世紀中葉を画期として、貿易陶磁器が急激な減少に転じる。16世紀後半の中国産陶磁器も少量ながらも出土が確認できるため、城の利用が継続されていることは明らかだが、例えば前段階に多く搬入されていた朝鮮半島産陶磁器が確認できないなど、その様相に変化が見られる。16世紀中葉を画期として能島城の利用形態や、流通の構造が変化した可能性を示唆していると言えよう。

郭Ⅰ、郭Ⅱ南、郭Ⅲ北西、鯛崎島郭Ⅵで検出された2間×2間の総柱建物跡は、埋土の出土遺物の下限から16世紀前葉以降の廃絶と考えられ、その類例が示す時期は16世紀後半が中心である。城内での生活感が薄まった4期の遺構として捉えるならば、高層の櫓である井楼と考えることもでき、そうであるならば、郭Ⅰ例は宮ノ窪瀬戸の西側、郭Ⅲ例は伯方島と鶴島の間にある船折瀬戸、郭Ⅵ例は燧灘方面の遠望監視、あるいは戦時において切岸や敵船を見下ろす役割があったと想定できる。

また能島と遺物の様相が異なるのは、鯛崎島郭Ⅵである。16世紀中葉の様相を示す中国産陶磁器の出土が目立ち、見近島や湯築城2段階のあり方〔柴田2001〕と類似している。鯛崎島ではこの時期まで盛期が継続した可能性がある。その背景として、軍事的緊張の高まりによる燧灘方面の監視の強化などが想定され、鯛崎島の利用が活発化した可能性がある。武器・武具類の出土数が郭Ⅲ南区と並んで他の郭よりも目立つことも無関係ではないだろう。

表4：能島城の変遷及び能島村上氏をめぐる動向

実年代	時期区分	利用形態の変遷	能島村上氏をめぐる動向
1350	能島城1期	12世紀後半～13世紀前半の遺物が散見 貿易陶磁器・備前焼の安定的な搬入が開始される 南部平坦地の盛土整地開始	1349年 「野嶋酒肴料三貫文」（『東寺百合文書』） 能島村上氏の初見史料
1400		南部平坦地の盛土整地（第1段階） 貿易陶磁器等の遺物量が増加	
1450	能島城2期	少なくともこの頃までには、郭Ⅰ・郭Ⅱ西で岩盤成形の郭を形成されている。 郭Ⅱ西では盛土整地も確認。 郭Ⅱ西で掘立柱建物の存在が確認される。 地鎮め遺構（郭Ⅱ西） 地鎮め遺構（郭Ⅰ）	1434年 伊予・周防の海賊衆、因島村上氏、遣明船を警固（『満濟准后日記』） 足利義政、野島閑立等の討伐を小早川氏に命じる（『足利將軍御教書并奉書留』） 1456年 能島村上氏などの弓削島莊園の「押領」が非難される（『東寺百合文書』） 1462年 能島村上氏、小早川氏一族小泉氏らとともに弓削島を押領する（『東寺百合文書』）
1500		出土遺物、遺構からみた城の盛期 生活容器類、貿易陶磁器等の増加 掘立柱建物とその建て替え、大型方形土坑が郭Ⅱ、郭Ⅲで確認される 郭Ⅲには鍛冶屋が存在 盛土整地による通路の改修、郭の拡大 南部平坦地の盛土整地（第2段階）	1510年頃 能島村上氏が細川高国から「塩飽嶋代官職」を与えられる（『屋代島村上家文書』）
1550	能島城3期	出土遺物、遺構からみた城の盛期 生活容器類、貿易陶磁器等の増加 掘立柱建物とその建て替え、大型方形土坑が郭Ⅱ、郭Ⅲで確認される 郭Ⅲには鍛冶屋が存在 盛土整地による通路の改修、郭の拡大 南部平坦地の盛土整地（第2段階）	1536年 村上武吉の誕生（『光林寺文書』） 1541年 「能嶋」が大内氏配下に攻撃される（『安芸白井文書』） 1547年 巖島神社神主の「能嶋在城」（『巖島野坂文書』） この頃、村上武吉が家督を継承か 1551年 大内氏の滅亡 1555年 巖島合戦
1600		能島城4期	南部平坦地盛土整地（第3段階）の完了 鯛崎島の利用活発化 能島の北側に築かれた2間×2間総柱建物が井楼ならばこの頃か 貿易陶磁器など遺物量が減少するが、継続して利用される

vii) 地域伝承と発掘調査成果

本史跡には、地域伝承がいくつかあり、本史跡指定地内にも伝承に関わる文化財等が残っているため、主な伝承を紹介し、可能な限り発掘調査による検証結果を述べる。

能島の白なんてん

いつ誰が言い出したのかは不明であるが、能島には白なんてんの木があり、その根元には宝物が埋められているという。船で釣りをしたり、通航する船から能島を見ると、時々その白なんてんの木を見つかることがあるそうである。「あそこに白なんてんの木がある。」と思い、上陸してみてもその姿は見えなくなる。また、地元の人々が草刈りに行くと、草に混じって白なんてんの木を見ることがあるという。しかし、翌日行ってその株を探しても見つけることができないという。

目一つの鼻

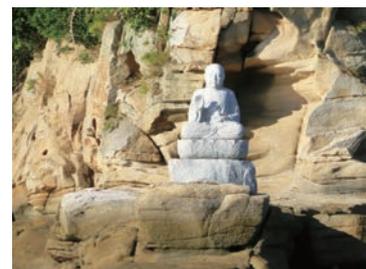
「三ノ丸の南の出鼻を俗に『目一つの鼻』というのはこの鼻に鍛冶（かぬち）の神様『天ノ目一つの神』が祭られていたからであろう」（『伊豫水軍と能島城跡』）という伝承により、郭Ⅲには鍛冶屋の存在が想定されていたが、発掘調査によりそれが証明された。

矢櫃

郭Ⅴは、鶴久森氏の調査時には「矢櫃」とされ、現在でも地元ではそう呼ばれている。矢を納める櫃ということから能島城の武器庫であった、あるいは、隣の鶴島に向かって弓を射る稽古を行っていたという伝承がある。発掘調査の結果、出土遺物は乏しく、鉄鏃などの武器は出土しなかった。

クジラのお礼参り（鯛崎地蔵）

昔々、鯛崎島の磯の上に石の地蔵があった。ある年の春、親クジラとたくさんの子クジラが、島の近くで遊んでいた。子クジラが島の近くで仲良く遊んでいたために、親クジラは安心して岩の上で昼寝を始めた。ところが、いつの間にか潮が引いてしまい、親クジラが目を覚ました時には、浅くなって泳げなくなってしまった。そのうち子クジラも気が付いて大騒ぎになった。騒ぐ子クジラと苦勞する親クジラを見て、鯛崎島の地蔵が立ち上がり、衣の裾を絡げ、磯の先まで歩いてきた。地蔵はしばらく海を眺め、両手を結んで衣の下で動かしていたが、突然「ふうっ」と大きな息を吹き出すと、タコ、イカやたくさんの魚たちが、親クジラの周りに集まってきた。そして、地蔵の掛け声に合わせて親クジラを海へとおろしてあげた。クジラたちは喜び、「来年から毎年仲間とともにお礼参りに来させていただきます。」とあいさつをして泳いで帰って行った。それから毎年、クジラはお礼参りをしに来るようになった。



鯛崎地蔵

鯛崎弁天（木造弁才天坐像）

鯛崎島の祠の中には、地元で「ベンテンサン」と呼ばれる木造弁才天坐像が祀られている。調査によると台座に見られる「□永廿年」の文字から、応永20（1413）年、あるいは寛永20（1643）年に造られたことが分かる。仏像の構造や意匠から地元では江戸時代のもと考えられ、今治市指定文化財になっているが、詳細な調査は行われていない。旧暦の6月24日には出店が並び、大勢の人々が船に乗ってお参りをしていた。また、ベンテンサンの日には、クジラが遊泳していたという話（上記のクジラのお礼参り）で、鯛崎島には「鯨地蔵（鯛崎地蔵）」が祀られている。



木造弁才天坐像

なお、郭Ⅵの発掘調査では、木造弁才天坐像の年代とされる江戸時代の遺物はほとんど出土しておらず、祭祀の痕跡は考古学的には確認できなかった。祠は昭和11（1936）年に建立した際の石碑があり、現在のものは平成10（1998）年の再建である。

また仮に応永20（1413）年の仏像であったとしても、15世紀前半頃の祭祀に伴う遺構遺物は現在のところ確認されていない。

（4）水中遺跡としての評価

近年では、水中考古学研究の発展やその保護の在り方に関する取り組みが進む中で、水中遺跡としての位置づけからも注目を浴びている。特に岩礁ピットは、おもに潮間帯に分布する「水際の遺構」としてその特殊性が指摘されており、海と陸の繋がりを示す全国的にも貴重な海辺の遺跡であるため、良好な状態で保護を行う必要がある。

（5）周辺の関連遺跡

能島村上氏の本拠地のあり方は、能島城のみで解釈できるものではなく対岸の大島側の関連遺跡についても注目する必要がある。先行研究では、能島城の対岸に位置する「水場」の存在に着目し、水場は「単なる飲料水の供給地にとどまらない海城の後背地」として、海城と水場集落が一体となって海賊衆の拠点形成したことが指摘されており〔山内1994〕、この見方が現在の主流となっている。具体的には水場、幸賀屋敷跡、宮窪城跡（さんの遺跡）、旧証明寺跡などであり、さらには戸代鼻に位置する古波止遺跡でも岩礁ピットと同じ構造の「繫船石」が海底から引き揚げられており、村上氏関連遺跡が水中及び周辺に存在する可能性がある。



能島城と水場の位置関係

能島城北方約1kmに位置する見近島（城跡）では、1980年代の発掘調査や近年の縄張り研究により、城郭の痕跡は見られず、むしろ小さな漁村集落であり、能島村上氏の流通の拠点として機能していたことが指摘されている。

以上のように、対岸を始めた周辺においても中世遺跡が確認されており、これらと能島城が一体となって能島村上氏の本拠地を形成したものと考えられる。

第4節 これまでの災害状況と保存を脅かす原因の調査

(1) 被災の歴史

指定後において本史跡が受けた大規模な災害としては、おもに下記の2件が挙げられる。

i) 昭和48(1973)年台風による南部平坦地石積の崩落

詳細な範囲や被害状況は記録が残っていないため不明であるが、昭和48(1973)年の台風により、南部平坦地の石積が大規模に崩落し、背後の盛土についても流出が見られたという。昭和49(1974)年に修復工事が行われた。平成22(2010)年に石積の3次元レーザー測量を実施し、修復部分とそれ以前から残存する部分についての判別を行っている。

ii) 平成30(2018)年7月豪雨による斜面崩落

本史跡が所在する今治市宮窪町の平成30(2018)年7月5日～7日にかけての総雨量は426mm、24時間最大275.5mm、最大時間雨量は28.5mmであり、その数字が示すとおり、これまで経験したことのない激しい豪雨であった。本史跡では4か所6地点で斜面崩落が確認された。

最も広範囲に被災したのは、能島北部の船だまりに面した斜面である。上部はオーバーハング地形になり、中位では、表土が流出し、地山が露出した。斜面の通路状遺構の土留となる中世段階の石積は、その一部が崩落、あるいは土砂で覆われた。郭Ⅰ(本丸)西側の園路付近も崩落し、郭Ⅰへの登城が困難な状態となった。郭Ⅰ西側も盛土によって郭が成形されており、その一部が崩落している。崩落部から流出した土砂は、南部平坦地に面した斜面にまで及んでいるが、遺物が多く含まれており、後日、その採集を行った。南部平坦地に面した郭Ⅲ下の斜面も表土が崩落したことで、園路に堆積し、通行不可となった。鯛崎島北側斜面では、表土とともに地山が大きく崩落し、岩盤面が露出していた。園路の一部も崩落しており、鯛崎出丸への登城が不可能な状態であった。

(2) 保存を脅かす要因

i) 概要

整備に伴う本史跡の発掘調査では、保存整備に必要な地形情報、雨水流出や樹木の根が遺構の保存に与える影響についても調査対象としてきた。雨水流出や植生のほか、潮流・潮汐や台風による波浪なども瞬時にして本史跡の価値を奪う恐れがある負の外的因子である。緊急を要する部分については次節で述べるとおり、対策も随時進めているところである。本節では調査成果に基づいて保存を脅かす要因についての概要を述べることとし、地点別の現状と課題、保存の方向性と方法については本計画第5章以降において詳述することとしたい。

ii) 雨水等による斜面崩落

本史跡の保存を脅かす要因の第一に、雨水の流出による、表面浸食・表層破壊をあげることができる。とくに切岸の機能をもつ海岸に面した急峻な崖の被害は深刻で、その対処が必要とされている。そこで平成20(2008)年度に雨水排水基本計画を策定し、将来の郭の整備とともに施工できるように計画が練られたが、残念ながら平成30(2018)年7月豪雨によりその懸念は現実のものとなった。現在、復旧に向けた取り組みを実施しているところである。豪雨の被災状況を含め、現状で雨水流出が原因と考えられる崩落箇所は図16に示したとおりである。

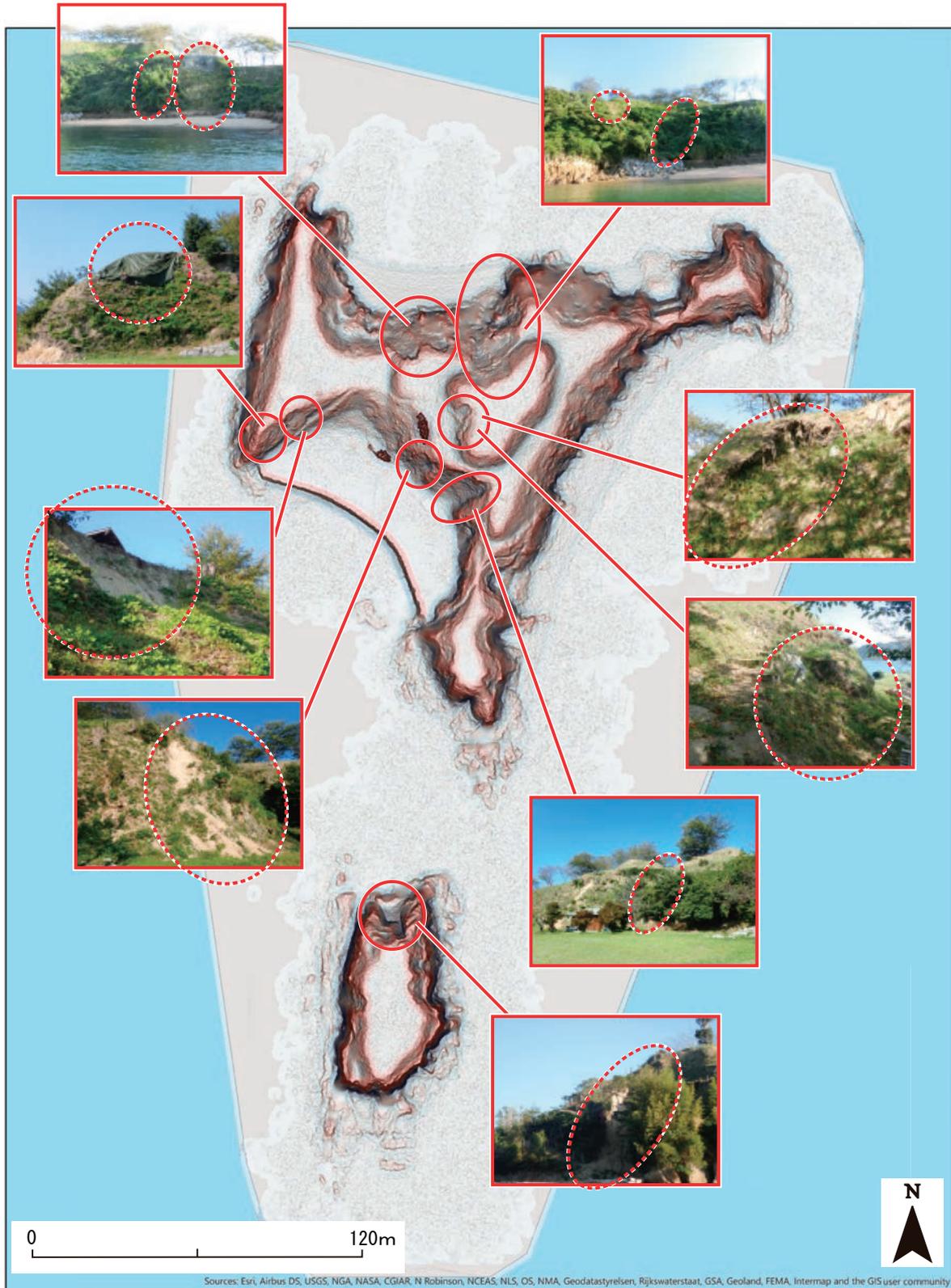


図 16 : 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年台風 24 号による法面崩落の分布

iii) 潮流・波浪・航跡波による海岸浸食

第二に、激しい潮流と波浪による海岸部の浸食と崩壊が挙げられる。最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が6時間おきにその流れを変え、長い年月をかけて岩礁を少しずつ浸食している。また、台風時の高潮は、斜面の裾をえぐり、オーバーハング地形が形成される。斜面裾の浸食と、第一の要因である雨水流出とが相まって、斜面の大崩壊を招くと考えられる。平成30(2018)年7月豪雨で被害を受けた船だまりではオーバーハング部分に土のうを充填するなど対策を行っていたが、対策の強化が必要である。

干満、高潮は自然現象であるためやむを得ない部分もあるが、新たな問題として、漁船や貨物船などが通過する際に発生する波（航跡波）の影響が挙げられる。船の高速化や大型化による波高の増大である。波が収斂される湾部については、すでに消波施設などを備えて対処しているが、すべての保護には莫大な費用と、何よりも自然景観、歴史的景観を損なう恐れがある。最低限の措置として、部分的な整備工事の実施とともに、海岸部に残る遺構の測量調査を実施して記録化を行った。また大型岩礁ピットについては型取りを行い、レプリカを作成した。村上海賊ミュージアムにて展示公開を行っている。



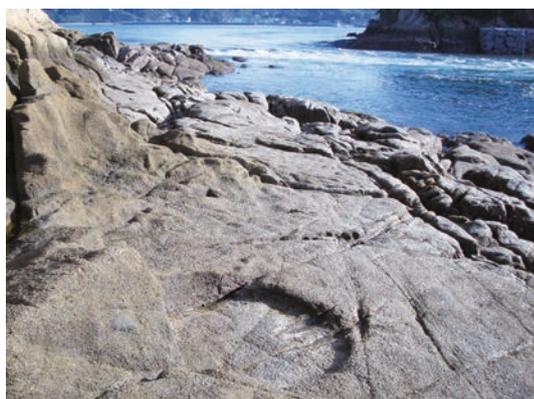
岩礁ピットのレプリカ



浸食・波浪等による海蝕テラスの破壊



岩礁ピットの半壊と摩滅



大型岩礁ピットの浸食



海蝕テラスの崩壊

iv) 樹木による遺構の破壊及び景観阻害

最後に植生である。具体的には、樹木の根による遺構・遺物の破壊である。昭和10（1935）年頃の写真を確認する限りにおいては、大木はほとんどなく、郭の段がはっきりと認識できていた。

植生の現状の把握と今後の管理方法を考えるために、愛媛大学の協力を得て本史跡の簡易植生調査を平成20（2008）年に実施した。とりわけ海岸に面した急峻な斜面は、高木によって覆われていることが分かり、大型台風の直撃でこれらが倒れる危険性があった。

また本史跡の発掘調査の目的の一つに、樹木の根が遺構に与える影響の調査を設定した。調査の方法は、抜根をせずに残したまま発掘を行い、根の行方を追うことが、その影響を把握する簡易な方法である。調査の結果、樹木の根が遺構を破壊していることは一目瞭然で、ソメイヨシノの根が岩盤上を這い、浅い土坑に納められていた、土師質土器皿28点、銭貨82点の上や、折り重なる中を伸長し、それらを破壊していることが明らかとなった。この地鎮め遺構は、どのように皿や銭を配置していたのか、当時の所作の復元が困難になるとともに、レプリカを作成する際の型取りなども容易には行えない状態であった。この遺構は15世紀末～16世紀初頭に位置づけられるため、約500年間残ってきた遺構が、昭和の時代に植樹されたソメイヨシノによって破壊されていることが分かる。

その他の部分でも根は柔らかい柱穴の埋土や、脆い岩盤の亀裂には容赦なく入り込み、遺構を破壊していく。また斜面を覆い尽くしたクヌギの根は、表土と岩盤の間や岩盤の亀裂に入り込み、斜面崩壊を招いているのと同時に台風時には岩盤を抱いたまま倒れ、遺跡を大きく破壊する危険性があった。

以上のように、斜面の高木や郭のソメイヨシノが遺構に影響を及ぼしていることが明らかとなった。ソメイヨシノは、当初は国史跡の指定前の昭和6（1931）年頃に植樹され、その後、断続的に植樹されたという。当時はこれらが生長して直接的に遺構を壊す原因になり、間接的にはその落葉によって土壌が肥え、やがてクヌギなどの高木が繁茂する基盤となることなどは認識されていなかったと思われるが、き損の事実が明らかになった以上、何らかの対策が必要である。

斜面の高木については、専門家の指導に従って、平成25（2013）年度から計画的に伐採を行い、現在は郭の段が視認できる状態に管理されている。ソメイヨシノについては現地説明会やシンポジウム、住民説明会を実施し、伐採や一部への集約などの対策を協議しているところである。



根の侵入による崖の崩落



根による遺物の破壊

第5節 これまでの整備

本史跡は、昭和28（1953）年に国指定史跡となり、昭和48（1973）年には愛媛県から『水軍文化の里』に選定され、県の補助による「文化の里整備事業」を実施した。この事業により、本史跡の環境整備のみならず関連文化財の分布調査も実施した。

平成2（1990）～4（1992）年度には、栈橋・四阿・便所・園路・ベンチ等を整備した。このような国・県の補助を受けて行政が行う事業以外にも、地域住民による草刈りや清掃、村上海賊の歴史文化を活かしたまちづくりなど、さまざまな取り組みが実施されてきた。

平成13（2001）年からは、本史跡の保存活用を目的とした「史跡能島城跡保存整備事業」が開始された。波浪などの影響によって、近年急激に島の崩壊や栈橋の欠損が進行し、早急な整備の必要が生じたことが事業開始の背景にあるが、「史跡能島城跡保存活用基本構想」を策定して、長期計画のもと本史跡の保存と活用を図ることとなった。

また本史跡は、これまで本格的な発掘調査は行われていなかったため、遺構の現状や城の機能など、適切な活用をするために必要な情報が乏しかった。そこで、整備に伴う調査を通じて本史跡の考古学的研究を進めていくことも本事業の目的の一つとして位置づけた。その成果の概要については本節にて述べたとおりである。これまでの史跡整備の履歴を下表に示す。

表5：史跡整備の取り組み

年度	史跡整備(A)	史跡調査(B)	補助内容等
昭和13年		○鶴久森経峰氏の調査	
昭和28年	○国史跡指定(3月31日)		
昭和48～49年	○環境整備、看板の設置 ○海岸の石垣修理		(A)国費
昭和51年	○ゴミ箱、ベンチの設置		(A)県費
昭和52年	○歩道(園路)の整備 ○便所・案内板の設置		(A)県費
平成元年	○接岸施設測量設計		(A)国・県費
平成2年	○接岸施設整備工事		(A)国・県費
平成3年	○厠(便所)・石畳整備工事 ○床几の設置 ○除間伐・植栽		(A)国・県費
平成4年	○見張場(四阿)・石畳・登城路(園路)整備工事	○埋蔵文化財調査	(A)国・県費
平成10年	○鯛崎島弁才天祠の復元		
平成11年	○鯛崎島埠頭(接岸)敷設 ○鯛崎島登道(園路)整備		
平成13年	○能島接岸施設改修工事		(A)国・県費
平成14年	○鯛崎島登城路(園路)整備工事 (弁才天祠参拝者の安全確保等) ○雑木の伐採	○能島城跡遺構測量	(A)国・県費 (B)国・県費

年度	史跡整備(A)	史跡調査(B)	補助内容等
平成15年	○史跡能島城跡保存活用基本構想策定 ○雑木の伐採(船だまり)	○岩礁ピット調査(第1次)	(A)国・県費
平成16年		○岩礁ピット調査(第2次)	(B)国・県費
平成17年	○船だまり整備工事実施設計 ○雑木の伐採(船だまり) ○報告書刊行(H13~16)	○船だまり整備工事に伴う試掘調査	(A)国費 (B)国費
平成18年	○船だまり整備工事(H19へ繰越) ○東部海岸整備工事実施設計(H19へ繰越) ○報告書刊行(H17)	○東部海岸整備工事に伴う試掘調査	(A)国費 (B)国費
平成19年	○報告書刊行(H18)	○南部平坦地・郭Ⅰ(本丸)整備に伴う試掘調査	(A)国費 (B)国費
平成20年	○東部海岸整備工事 ○史跡能島城跡整備基本計画策定業務委託(市費) ○報告書刊行(H19)	○郭Ⅱ(二之丸)・郭Ⅲ(三之丸)整備に伴う 試掘調査 ○南部平坦地整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国・市費 (B)国費
平成21年	○報告書刊行(H20)	○郭Ⅳ(東南出丸)・郭Ⅴ(矢櫃)整備に伴う 試掘調査 ○郭Ⅰ整備に伴う試掘調査(2次) ○南部平坦地整備に伴う試掘調査(3次)	(A)国費 (B)国費
平成22年	○報告書刊行(H21・22)	○郭Ⅳ(東南出丸)整備に伴う試掘調査(2次) ○郭Ⅱ(二之丸)整備に伴う試掘調査(2次) ○郭Ⅲ(三之丸)整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国費 (B)国費
平成23年	○報告書刊行(H22・23)	○郭Ⅱ(二之丸)整備に伴う試掘調査(3次) ○郭Ⅲ(三之丸)整備に伴う試掘調査(3次) ○郭Ⅵ(鯛崎出丸)整備に伴う試掘調査(1次)	(A)国費 (B)国費
平成24年	○報告書刊行(H22・23)	○郭Ⅵ(鯛崎出丸)整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国費 (B)国費
平成25年	○報告書刊行(H23・24) ○雑木等伐採委託業務	○能島城内通路 整備に伴う試掘調査(1次)	(A)国費 (B)国費
平成26年	○報告書刊行(H25) ○雑木等伐採委託業務		(A)国費 (B)国費
平成27年	○雑木等伐採委託業務	○能島城内通路 整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国費 (B)国費
平成28年	○報告書刊行(H27) ○雑木等伐採委託業務		(A)国費
平成29年	○雑木等伐採委託業務		(A)国費
平成30年	○雑木伐採等委託業務		(A)国費

能島、鯛崎島で最も斜面災害が著しい場所は能島北側の船だまりであった。そこで平成17（2005）年度に発掘調査を行い、平成18・19（2006・2007）年にかけて斜面及び海岸部の整備工事を行っている。船だまりに次いで斜面の崩落や海岸浸食が著しく、またその危険性が高いと判断されたのが東部海岸であった。平成18・19（2006・2007）年度にかけて発掘調査及び実施設計を行い、平成20（2008）年に工事を実施した。船だまりと同様に斜面保護や浸食部分への消波石積工を行い、東部海岸では既存園路の改修を行った。

海岸部については、南部平坦地を除き、緊急的な整備を実施し、その後雨水流出や樹木が遺構に及ぼす影響が危惧されている郭の整備に伴う発掘調査を順次実施し、平成27（2015）年度に予定していた調査を終えている。

しかし、船だまりについては、平成30（2018）年7月の西日本豪雨で大規模に斜面が崩落する結果となり、残念ながら平成18・19（2006・2007）年度の整備工事は、予想外の豪雨に対しては効果を発揮しなかったことになる。なお豪雨の被災箇所については令和元（2019）年度に復旧工事を実施したが、本計画においてその対策を入念に検討しておく必要がある。